

新旧对照表

(下線____は変更部分)

京王プラザホテルエグゼクティブカード会員特約 ＜VISA＞		
改正案	現行	改正理由
第１条（カードの名称） 本特約に基づき発行されるカードの名称は、「京王パスポート VISA 京王プラザホテルエグゼクティブカード」（以下「本カード」という）とします。本カードは、株式会社京王パスポートクラブ（以下「パスポートクラブ」という）、三井住友カード株式会社（以下「三井住友」 という）、三井住友カード株式会社（以下「三井住友」という）、株式会社京王プラザホテル（以下「京王プラザ」という）が提携し、所定の方法で発行します。	第１条（名称） <u>本カードは、株式会社京王パスポートクラブ（以下「パスポートクラブ」という）、三井住友カード株式会社（以下「三井住友」という）および株式会社京王プラザホテル（以下「京王プラザ」という）が提携し、所定の方法で発行するもので、カードの名称は「京王パスポート VISA 京王プラザホテルエグゼクティブカード」と称します。</u>	条文ならびに文言修正
第２条（会員資格） １．本特約および京王プラザが別途定める「エグゼクティブカード会員規約」、「プラザ THANKS プログラム利用規約」、パスポートクラブが定める「京王パスポート VISA カード会員特約」、「京王ポイントサービス規約」ならびに三井住友が定める「三井住友会員カード規約」（以下総称して「会員規約」という）を承認のうえ、京王プラザを通じてパスポートクラブと三井住友に入会の申し込みをした方で、京王プラザ、パスポートクラブおよび三井住友（以下「三社」という）が適格と認めた方を会員（以下「会員」という）とします。 ２． <u>三社は、</u> 会員に対して本カードを発行し貸与します。 <u>本カードは、</u> カード券面に印字された本人以外は使用できません。	第２条（会員資格） １． <u>本特約および京王パスポート VISA カード会員特約ならびに三井住友会員カード規約（以下「会員規約」という）を承認のうえ、京王プラザを通じてパスポートクラブと三井住友に入会の申込みをした方で、京王プラザ、パスポートクラブおよび三井住友（以下「三社」という）が適格と認めた方を会員（以下「会員」という）とします。</u> ２． <u>パスポートクラブおよび三井住友は、</u> 会員に対して本カードを発行し貸与します。カード券面に記載された本人以外は使用できません。	「会員規約」の定義拡大 文言修正
第３条（三社のサービス等の利用） １．本カードに付帯するサービス等は、次の各号に定めるものとします。会員は、三社が提供する機能およびサービスを受ける場合、 <u>会員規約</u> に定める方法により利用するものとします。 （１）京王プラザが提供する <u>プラザ THANKS プログラム等</u> （２）パスポートクラブが提供する京王ポイントサービス等の機能 （３）三井住友が提供するショッピング利用および金融サービス機能 （略）	第３条（三社のサービス等の利用） １．本カードのサービス等は、次の各号に定めるものとします。会員は、三社が提供する機能およびサービスを受ける場合、 <u>本特約等または各々が別途定める方法により利用するもの</u> とします。 （１）京王プラザが提供する特典、並びに付帯サービス。 （２）パスポートクラブが提供する京王ポイントサービス等の機能、 <u>ならびに付帯サービス。</u> （３）三井住友が提供するショッピング利用および金融サービス機能、 <u>ならびに付帯サービス。</u> （略）	文言修正
第４条（会員資格の喪失） <u>会員は、退会を申し出た場合、または三社のいずれかから、会員資格を取り消された場合には、すべての会員としての資格を喪失するものとし、本カードを三井住友に速やかに返却するものとします。</u> <u>（削除）</u> <u>（削除）</u> <u>（削除）</u> <u>（削除）</u>	第４条（会員資格の喪失） <u>会員は、以下の項目のいずれかに該当し、パスポートクラブもしくは三井住友の一方から、カード会員資格を取り消された場合には、京王プラザ会員としての資格を喪失するものとし、カードをパスポートクラブまたは三井住友に速やかに返却するものとします。</u> <u>（１） 会員が退会を申し出た場合。</u> <u>（２） 会員がパスポートクラブ会員資格または三井住友会員資格を喪失した場合。</u> <u>（３） 会員が京王プラザの各種約款および規約に違反した場合。</u> <u>（４） 京王プラザが会員にふさわしくないと認めた場合。</u>	会員資格喪失範囲の拡大 返却先の明確化 （１）～（４）の削除
第６条（カード発行の継続、廃止） カード発行の継続、廃止については <u>三社</u> がこれを決定します。なお、 <u>三社は、</u> 本カードを廃止する場合、その旨を廃止の１ヶ月前までに、会員に通知します。	第６条（カード発行の継続、廃止） カード発行の継続、廃止については <u>京王プラザ、パスポートクラブおよび三井住友</u> がこれを決定します。なお、本カードを廃止する場合、 <u>本カードを廃止する旨について、</u> 廃止の１ヶ月前までに、会員に通知します。	条番号変更 文言修正
第７条（本特約の変更） （１） <u>京王プラザは、京王プラザの裁量により本特約を変更することがあります。</u> （２） <u>京王プラザが</u> 本特約を変更する場合、本特約を変更する旨および変更後の本特約の内容ならびにその効力発生日について、効力発生日の１ヶ月前までに、 <u>京王プラザホームペ</u>	第７条（本特約の変更） （１） <u>ホテルは、ホテルの裁量により本特約を変更することがあります。</u> （２） <u>ホテルが</u> 本特約を変更する場合、本特約を変更する旨および変更後の本特約の内容ならびにその効力発生日について、効力発生日の１ヶ月前までに、 <u>ホテルホームページに掲</u>	条番号変更 文言修正

前項に定める個人情報を提供し、三井住友がこれを利用することに同意します。 3. 会員は、<u>前二項</u>の同意の範囲内で三井住友が当該情報を利用している場合であっても、三井住友に対しその中止を申し出ることができます。但し、<u>本カード</u>またはご利用代金明細書に同封されるご案内等の送付を除きます。 ＜中止の申し出先＞ 三井住友カード株式会社 FOR YOU デスク 〒164-0001 東京都中野区中野4-10-2 電話番号03-6627-4137 〒541-8537 大阪市中央区今橋4-5-15 電話番号06-6445-3501	個人情報を提供し、三井住友がこれを利用することに同意します。 3.会員は、<u>前項</u>の同意の範囲内で三井住友が当該情報を利用している場合であっても、三井住友に対しその中止を申し出ることができます。但し、<u>カード</u>またはご利用代金明細書に同封されるご案内等の送付を除きます。 ＜中止の申し出先＞ 三井住友カード株式会社 FOR YOU デスク 〒164-0001 東京都中野区中野4-10-2 電話番号03-6627-4137 〒541-8537 大阪市中央区今橋4-5-15 電話番号06-6445-3501	同意範囲の拡大
---	--	----------------

以 上